

岡山県における権利擁護支援体制 ～地域連携ネットワークと中核機関

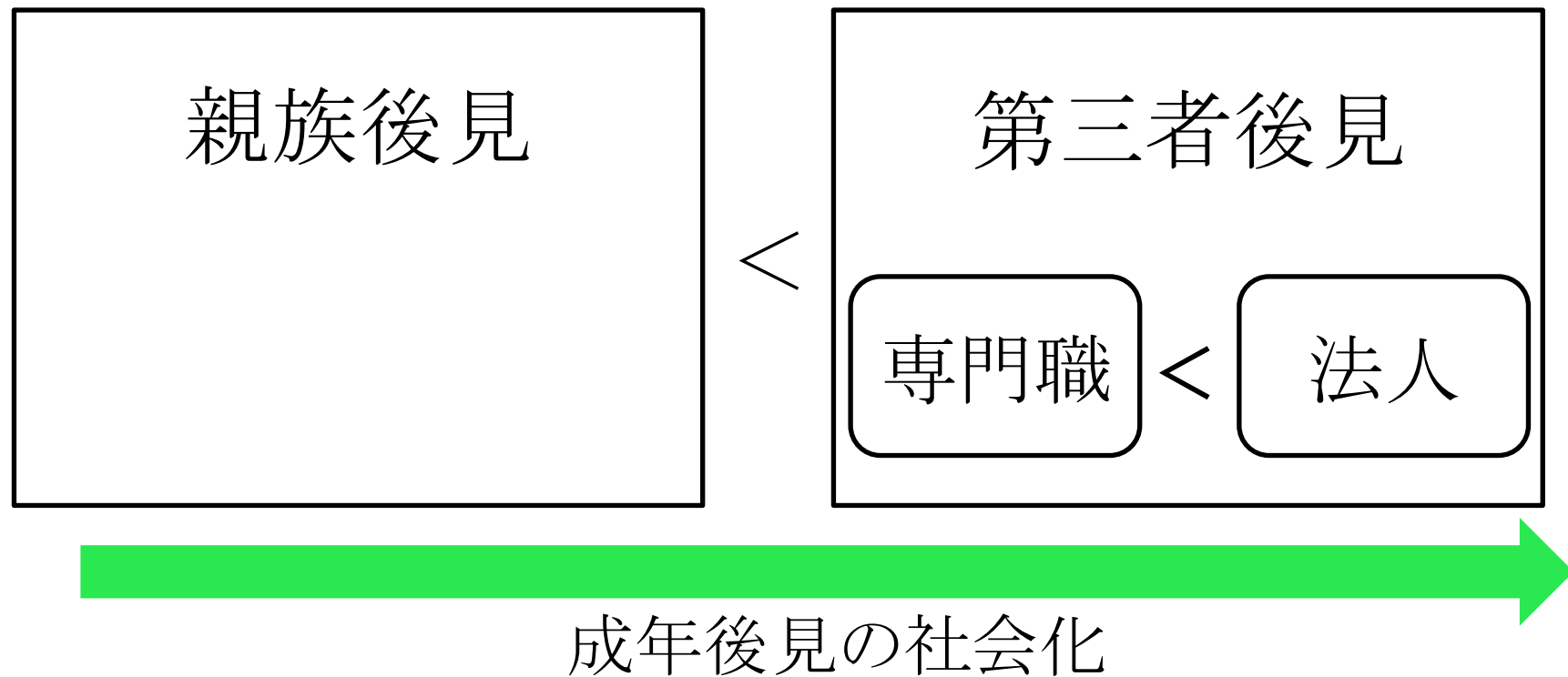
平成29年1月23日

- ・岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会代表
弁護士 竹内俊一

一. 法人後見の促進

1. 視点

(1) 成年後見の社会化



一. 法人後見の促進

1. 視点

(2) 選択メニューの充実化

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者・児童等の多様な
ニーズ



受け皿についての選択肢を広げる

1. 視点

(3) チーム対応

① 誰かひとりで支え続けるのは、大変！



分け合えば、続けられる

② でも、キーパーソンは、必要！



地域における支援者を繋ぐのは、市民後見人

③ 市民後見人を支える法人というシステム構築へ

2. 法人後見の一般的な利点

- (1) 長期継続性
- (2) 空白リスクの最小化
- (3) 心理的負担軽減
- (4) 親亡き後問題対応

具体的には→

2. 法人後見の一般的な利点

(1) 長期永続性

永続的な基盤を有する法人



長期間での永続性が可能

2. 法人後見の一般的な利点

(2) 空白リスクの最小化

個人の後見人に病気・事故・災害等何らかの支障が生じた場合、交代手続きが必ずしも容易ではない



法人が後見人であれば、空白期間の混乱リスクを回避できる

2. 法人後見の一般的な利点

(3) 心理的負担軽減

法人内の支援体制



法人担当者の心理的負担軽減



困難事例や虐待事例に対し
より積極的な対応が可能

2. 法人後見の一般的な利点

(4) 親亡き後問題対応

親族個人では利益相反等の理由で親の思いが継承されない事態も生じうる



法人が後見人であれば中立的な立場で親の思いを継承することも可能

2. 法人後見の岡山における特徴

～キーワードは「重層性」～

法人のメンバー構成・地域等選択肢を増やす



本人・事案に即して選択する, or組み合わせる

二. 市民後見人の育成・支援体制

- (1) 養成講座・フォローアップ研修
- (2) 事例検討会・市民後見人交流会
- (3) 相談体制その1(専門職)
- (4) 相談体制その2(気軽に, 例えば社協)

三. 権利擁護支援体制のモデル

(1) 社会福祉協議会中心ネットワークモデル

かさおか権利擁護センターの取組
(きっかけは市民後見人)

- ① 成年後見制度の需要拡大・後見人を担う専門職不足
- ② 器を作ることが先決ではないか
- ③ 市民後見人がいつでも頼れる身近な相談窓口
- ④ 法人後見の仕事を通じて社協職員の人材育成
- ⑤ 小さな自治体でのマンパワー・財源の確保

かさおか権利擁護センター（平成23年4月1日設立）運営
主体は、笠岡市社会福祉協議会（里庄町社協を共同設置）

成年後見制度に関する専門相談の受付（制度の具体的な
紹介・説明，親族申立支援，首長申立の調整・事務）



日常生活自立支援事業と成年後見制度の振り分け
日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

権利擁護に関する制度・サービスを一体的
に提供できるメリットは大きい！

(2) 行政・社協の一体型ネットワークモデル

あさくち権利擁護推進センター

①きっかけは笠岡と同じだが、始めから市民後見人養成・支援事業の実施主体である行政からの委託事業として、H26.10月設置。

②法人後見の必要性も笠岡と同じだが、リスク軽減方策に工夫。



- i 法人単体(社協職員＋市民後見人を支援員に)
- ii 法人＋専門職個人(相続・不動産処分・消費者被害など)
- iii 法人＋他の法人(虐待・困難事案など)

③市民後見人18名(本年度更に5名＋)養成

→専門職・行政とともに市民後見人の会(奇数月第2水曜日)

(3)総合的・包括的権利擁護支援センター

～総社市・瀬戸内市・美作市・津山市など

①総社市→障害者虐待防止法の施行がきっかけ(障がい者地域自立支援協議会の一部会として)→公的責任・ワンストップ・幅広い市民サービス→平成25年4月開設→運営委員会・支援検討部会中心

②瀬戸内市→ワンストップ・多問題事案に対応→平成26年4月開設→支援検討委員会(虐待対応・成年後見制度利用)とは別に、毎月事例研究会(居宅介護支援事業所・障がい福祉サービス事業所・地域包括・医療機関職員, 行政・社協・専門職等)を開催し、地域包括ケアシステムを連動させているのが特徴

③美作市→みまさかネット懇からの要望→行政と社協の関係修復から、岡山ネット懇が支援→子どもの権利擁護領域の支援も充実させたい→平成28年5月開設→成年後見部会は社協の法人後見・市民後見人支援，子ども支援部会が児童のネグレクト事案における母親支援事例を多く持ち込む＊津山も同じ仕組みを目指す(平成29年4月設置予定)

四. 市民後見と法人後見の関係

(1) 養成講座でしっかり勉強したはずであるが…
どうしたら良いのか分からないことが生じたらどうするか？



相談し合える仕組みがぜひとも必要

(2) 困難事案を受任しないはずであるが…
それでも難しい事態が起きてしまったらどうするか？



その時に備えた支援システムの構築が必要

五. 地域連携ネットワークと中核機関 ～暮らしやすい街づくりのために～

- ①地域連携ネットワーク→全国モデル岡山ネット懇
→地元密着型として, 各地にネット懇の創設
- ②中核機関→行政・社協が中心→権利擁護(支援・
推進)センター→市民と専門職の関与が不可欠
- ③キーワードは,
 - i ミッション・パッション・ハイテンション
 - ii リスペクト・ポジティブ